



県 章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
10月18日  
号外（4）  
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例（財政課） ..... 2

## 公布された条例のあらまし

- 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例（条例第26号）
  - 1 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料について、豚コレラ予防注射の手数を新たに設定することとしました。（別表第45関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第26号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第45中（2）の項を（3）の項とし、同表（1）の項の次に次のように加える。

|  |   |          |              |
|--|---|----------|--------------|
| (2) 法第6条第1項の規定に基づく家畜に対する注射、薬浴または投薬の手数料 | 豚 | 豚コレラ予防注射 | 1頭1回につき 200円 |
|--|---|----------|--------------|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。